

## 江別市パートナーシップ宣誓制度の考え方（案）

### 1 趣旨

誰もがその人権を尊重され、多様性を認め合いながら、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指す取り組みの一環として、性的少数者に係るパートナーシップ宣誓制度を導入します。

### 2 制度の概要

性的少数者の当事者を含む2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係であることを宣誓することにより、市が宣誓の事実を認め、両者に対して宣誓書受領証を交付します。

### 3 宣誓を行うことができる者

以下のすべてに該当する方が対象です。

- (1) 双方が成年に達していること
- (2) 双方が市内に住所を有している、または3か月以内に市内への転入を予定していること
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- (4) 双方が近親者同士（民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされる続柄）の関係にないこと

### 4 宣誓の方法

- (1) 宣誓者は、宣誓する日時等について事前に市と調整します。
- (2) 宣誓者は、両者揃って市職員の面前で宣誓書に自ら記入します。
- (3) 宣誓者の一方又は双方が、宣誓書に自ら記入することができない場合は、両者の立会いの下で他の者に代書させることができます。

### 5 宣誓に必要な書類

- (1) 住民票の写しなど現住所を証明する書類（または、市内への転入を予定している事実を確認することができる書類）
- (2) 独身を証明する書類（戸籍抄本など）
- (3) 本人確認ができる書類（個人番号カード、パスポート、運転免許証など）

### 6 市が交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) 宣誓書の写し

## 7 受領証の返還

次のいずれかに該当するときは、宣誓書受領証を返還していただきます。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- (2) 一方が死亡したとき
- (3) 一方又は双方が市外に転出したとき（転勤、親族の介護など、やむを得ない事情により、一方が一時的に市外に転出した場合を除く）

## 8 通称名の使用

性別違和など特に必要があると認められる場合は、戸籍上の氏名と併せて通称名を用いることができます。

## 9 その他

市は、本制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知、啓発に努めます。